

## 消費税総額表示への改正

価格について消費税の表示方法が2021年4月1日以降総額表示となることとなりました。3月31日までは、経過期間として消費税抜き価格の表示も認められておりましたが、今後においては総額表示以外は法令違反となります。(法令違反による罰則はなし)

医療関係の場合には、消費税課税取引と非課税取引が混在していますが、消費税課税取引が総額表示の対象になります。

### 1. 具体的な総額表示の方法

お勧めする総額表示	11,000円
認められる総額表示	11,000円(税込) 11,000円(うち税10,000円) 11,000円(税抜価格10,000円) 11,000円(税抜価格10,000円、税1,000円) 10,000円(税込11,000円)

### 総額表示に該当しない価格表示例

10,000円(税抜)	10,000円(本体価格)	10,000円+税
-------------	---------------	-----------

### 2. 総額表示の対象

- (1) 購入意思決定をする前の判断材料となる資料
- (2) 不特定かつ多数の者に対してあらかじめ価格を表示する場合
- (3) 院内の掲示物、パンフレット、料金表、ホームページ料金表

### 3. 具体的取扱い

- (1) 受付等で販売する雑貨品への個別価格の総額表示への変更は、値札表示やポップカード総額表示をすれば足りる
- (2) 個別の見積書、契約書、請求書等は総額表示の対象外
- (3) レセコンのシステム変更を要請するものではない

## 歯科会計を商標登録いたしました

歯科医院への会計、税務、コンサル業務を提供する総合システムとして「歯科会計」という商品名を1996年から使用してまいりましたが、

令和3年1月25日商標登録いたしました。(登録第6344697号)

さらなる業務内容充実に努めますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

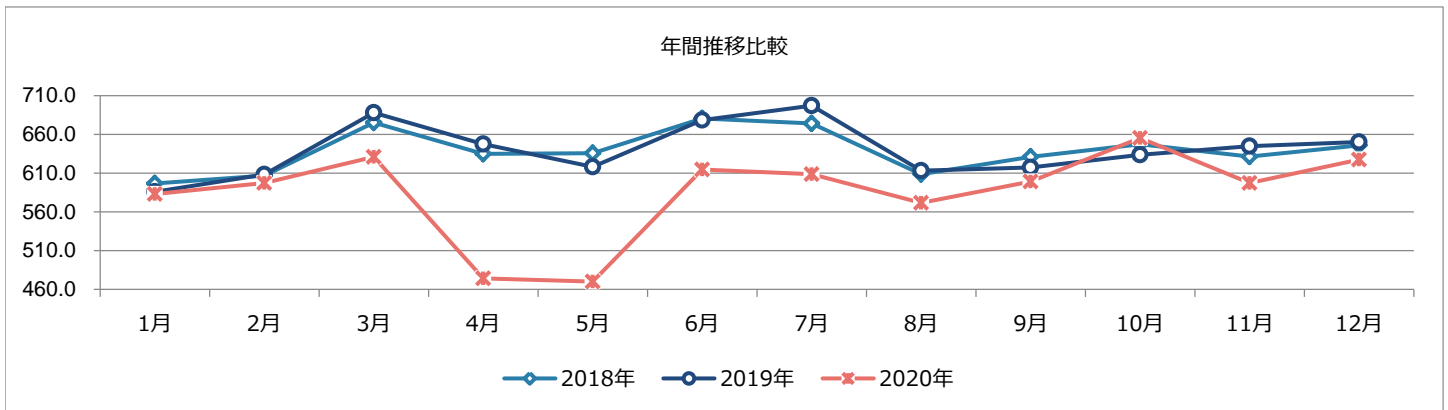
# 歯科会計®

## 2020年歯科患者データ比較

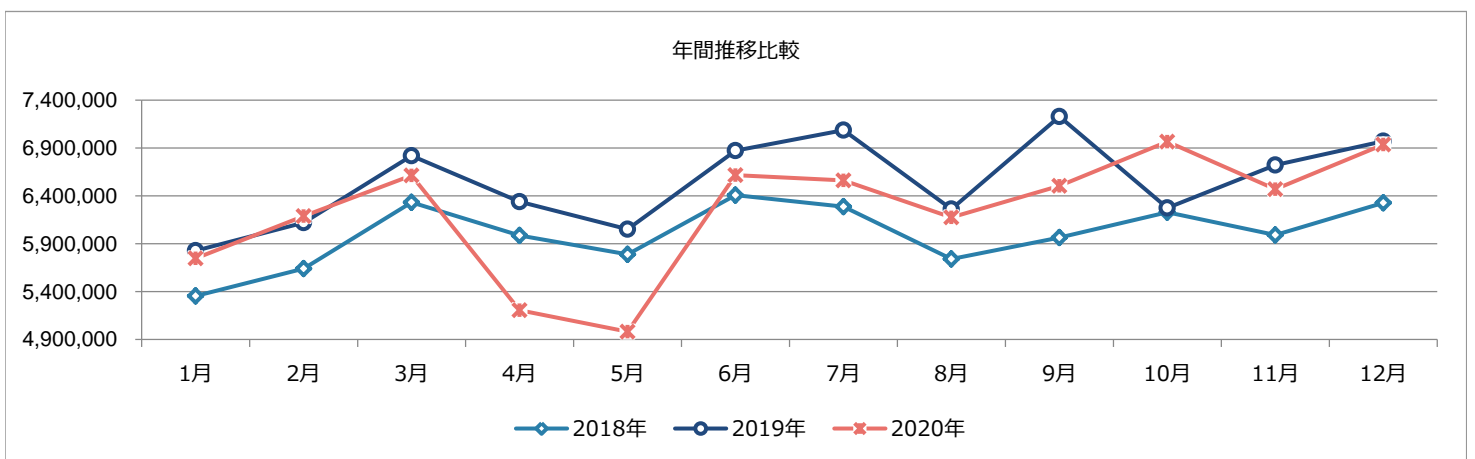
### 1. 全体（5%減収）

項目	2018年平均	2019年平均	2020年平均	前々年比	前年比
日数（日）	23	22	22	95.6%	100.0%
実日数（日）	639	640	586	91.7%	91.5%
1日患者数（人）	28	28	25	89.2%	89.2%
レプト件数（件）	363	386	344	94.7%	89.1%
1人点数（点）	665	691	709	106.6%	102.6%
月回数（回）	1.80	1.71	1.76	97.7%	102.9%
レプト1件点数	1,177	1,160	1,217	103.3%	104.9%
新患人数（人）	32	32	27	84.3%	84.3%
再初診人数（人）	107	111	97	90.6%	87.3%
再診数（人）	224	243	220	98.2%	90.5%
完了数（人）	137	142	125	91.2%	88.0%
保険点数（点）	418,551	436,887	413,825	98.8%	94.7%
自費収入（万円）	181	217	210	116.0%	96.7%
総収入（万円）	600	654	624	104.0%	95.4%

### 2. 実日数年間推移（再初診の戻り遅れ）



### 2. 自費年間推移（下期から回復基調）



# ドクター会計

## コロナ関連収入の3月決算注意事項

確定申告も終わり、3月決算の法人は決算申告に向けた準備が始まります。今期は新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国や地方公共団体から補助金、助成金等を受けている法人も多いこととされます。それら補助金、助成金等は非課税とならず、収入計上する必要があります。基本的には入金時に収入計上となりますが、一部未収金計上が必要なものもありますので、注意が必要です。

### 1. 収入計上時期

基本的な考え方として、助成金等の収入はその助成金等の交付が決定された日に計上されます。

そのため、決算までに交付決定・入金があった場合には収入計上して特に問題はありませんが、決算までに交付決定を受け、決算をまたいで入金があった場合には、決算時に未収入金として収入計上する必要があります。

### 2. 支出との対応を図るもの

その助成金等が、経費を補填するものである場合で、あらかじめその交付を受けるために必要な手続をしている場合には、決算内に助成金等の交付決定がされていなくても、その経費と助成金の収益が対応するように、その経費が発生した日の年度で収入計上します。

### 3. 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度に係る利子補給金

日本政策金融公庫から「新型コロナウイルス感染症特別貸付」による融資を受け、利子補給金として3年分の利子相当額の入金があった場合には、交付決定時に全額収入計上するのではなく、支払利子の発生に合わせて収入計上します。これはこの特別利子補給制度が最長3年間実質無利子とすることを目的として交付されるものであり、交付決定日には利子補給額が確定していないと考えられるためです。決算では前受金として翌期以降に繰越します。

助成金等の種類	収入計上時期
持続化給付金	支給決定時
雇用調整助成金（新型コロナ特例）	新型コロナ特例の場合、原則支給決定日 ただし、交付申請を行っている場合には経費発生年度での収入計上も可
家賃支援給付金	原則支給決定時 申請済の場合、経費発生年度で収入計上
医療機関における感染拡大防止支援金	原則支給決定時 申請済の場合、経費発生年度で収入計上
新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度に係る利子補給金	経費発生時

# 医療承継

## 名義預金に注意

亡くなった人のお金を配偶者や子・孫の名義の口座に預け入れている場合、その別の者の名義の預金を「名義預金」といいます。この「名義預金」は実質的には亡くなった人の財産として、相続財産として課税されることとなります。税務調査においても、調査官は「名義預金」が存在しないか重点的に確認します。

### <名義預金と認定されやすいもの>

- 専業主婦の妻の口座に高額の前金残高があるケース  
→ 働いている夫の稼ぎから構成された前金残高であれば名義前金となります。
- 子や孫の名義の口座へ贈与をしているが、通帳や印鑑を本人に渡していないケース  
→ 子や孫の名義の口座を作成し、そこに毎年現金贈与を行っているものの、口座の通帳や印鑑などを子や孫に渡さずに、贈与者が管理してしまっている場合、名義人が自由に使うことができず、名義人のものとは言えず名義前金となります。
- 子や孫の名義の口座へ贈与をしているが、前金の存在を知らないケース  
→ いずれ渡そうと子や孫本人には知らせずに、子や孫名義の口座を作成し前金していた場合、祖父母が勝手に前金をしていたのと同じであるため名義前金となります。

### <名義前金と認定されないためには>

亡くなった人の財産ではない（名義前金にはあたらない）と説明するためには、贈与の実態を整えておくことが非常に重要です。そのためのポイントは以下のとおりです。

- ・ 贈与の都度、贈与契約書を作成しておく
- ・ 贈与を受けている子や孫も贈与を受けている認識をもっておく
- ・ 贈与を受けた者が通帳や印鑑を管理する
- ・ 印鑑は受贈者ごとに作成し、一つのものを使いまわさない
- ・ 贈与を受ける者が幼い場合などは、その親権者（贈与者でない者）が管理する
- ・ 贈与された前金は少し使っておく
- ・ 贈与税の申告をするだけでは説明としては不十分

→ 子や孫の無駄遣いが心配な場合は、保険の活用をするのがおすすめです。